第3章 都市環境

第1節 都市公園等の整備

1 概要

都市公園等の整備は、都市の緑化を推進し、緑地を確保していく上で、その中核を構成するものです。本市の公園整備は、戦後の土地区画整理事業から始まりました。以降、順次公園の整備が進んだことにより、現在、市内の公園数は308か所となっています。

このうち、特に身近な公園としての街区公園は、土地区画整理事業地区以外では、十分に整備されていない状況にあり、市民一人当たりの公園面積は不足しています。

このようなことから、平成26年4月に公園の無い小学校区や不足している小学校区において、「身近な公園整備事業」を創設し、公園の整備に着手しています。また、河川敷地を利用した広場を確保するとともに、周辺に公園が無く、当分の間、公園整備が見込まれない地域については、民間の空き地などの遊休地を借地して「ちびっこ広場」を開設するなど、子どもたちの安全な遊び場づくりに努めています。

市街地中心部では、高松港頭地区総合整備事業の一つとして、玉藻公園西側の拡張整備が完了し、 平成26年4月に供用を開始しています。

市域東部の丘陵地では、市民の健康増進のため、スポーツ活動やトレーニング、レクリエーションなどに気軽に利用できる施設を配置した東部運動公園の施設整備が完了し、平成26年5月に全面供用を開始しています。

今後とも、市民に潤いと安らぎを与える都市施設となるよう、市民参加による親しまれる公園づくりを推進することにより、都市の生活環境の向上を図ることとしています。

2 都市公園等設置状況

1:	種	別			況	公 園 名 称
				公 園 数	面積(ha)	公 園 石 柳
街	区	公	遠	243	32. 56	松島公園・明見公園・上之町北公園ほか
近	隣	公	遠	15	24. 94	紫雲公園・今里中央公園・円座公園(県)ほか
地	区	公	遠	3	17. 70	中央公園・橘ノ丘総合運動公園・如意輪寺公園
総	合	公	袁	2	24. 28	仏生山公園・峰山公園
運	動	公	遠	2	63. 50	香川県総合運動公園(県)・東部運動公園
歴	史	公	遠	2	83. 72	玉藻公園・栗林公園(県)
墓			遠	2	16.06	平和公園・六ツ目墓園
広	域	公	袁	1	40. 52	さぬき空港公園(県)
緑	地	緑	道	38	39. 70	杣場川緑道・屋島緑地・香東川緑地(県)ほか
	計			308	342. 98	

(平成 28 年 3 月 31 日現在)



東部運動公園



峰山公園はにわっ子広場

3 公園の維持管理

公園は、市民の憩いの場であるとともに子どもの 健全な遊び場や情操教育の場となっており、その安 全性を確保するための巡回と、施設の修繕・点検を 行うとともに、樹木の保護のため害虫駆除・剪定等 の維持管理に努めています。また、公園愛護会(子 ども会・老人会・自治会等)による除草・定期清掃 など、市民の協力をいただきながら、レクリエーションやコミュニケーションの場として、安全、安心 して快適に利用できる公園になるよう努めています。



林公園

《公園愛護会団体数》 150団体(平成28年3月31日現在)

4 ちびっこ広場

遊び場に恵まれない地域の児童や幼児のために、民間の空き地など遊休地を所有者の善意により開放していただき、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」として整備しています。 《ちびっこ広場設置状況》 64か所 56,725.46㎡ (平成28年3月31日現在)

5 ポケットパーク

緑豊かな都市景観をつくるため、街路事業等の残地を利用して、個性のあるポケットパークとして 整備しています。

≪ポケットパーク整備状況≫ 15か所 3,622.88 m² (平成28年3月31日現在)

第2節 緑化の推進

1 緑化事業

(1) 第2次緑の基本計画の策定

高松市緑の基本計画は、平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された都市の緑全般に関する計画で、従来の緑のマスタープランが主として対象としていた都市計画に関する事項と、都市緑化推進基本計画が対象としていた公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進等に関する事項を統合し、拡充した計画です。平成13年度に前計画を策定しましたが、その後、合併による市域の拡大や新しい都市計画マスタープランの策定など、本市の緑を取り巻く環境が大きく変化したことから、前計画の見直しを行い、平成22年9月に第2次高松市緑の基本計画を策定しました。

(2) 都市緑化推進

緑豊かな都市環境を形成していくためには、公園の整備はもとより、公共施設や民有地の緑化、緑地の保全を図る必要があります。本市では、緑地の現況等を把握するとともに、緑化の目標や方策などを明らかにし、総合的な緑化を推進するため、第2次高松市緑の基本計画に基づき、温暖化対策としての公園・校庭の芝生化を行うほか、公園施設長寿命化計画の策定などを新たな施策とし、地域の特性を活かした個性豊かで魅力ある緑の地域づくりを推進するため、新たに緑の地域別計画を盛り込み、市民、事業者、ボランティア、NPO、行政が相互に連携・協力し、緑豊かで環境負荷の少ないまちづくりを推進しています。

(3) 街路緑化

都市の緑化を推進するため、市道に植栽された街路樹の剪定・駆除・潅水などの計画的な維持 管理を行うとともに、枯損木等の撤去及び補植を行い、環境と調和のとれた地域づくりに努めて います。

路線名	樹木本数等	主な樹種
	高 木	アメリカフウ、クスノキ、ケヤキ
工采吹布宁纳红4、70收纳	6, 952本	クロガネモチ、ナンキンハゼ等
五番町西宝線ほか79路線 	低 木	アベリア、サンゴジュ、ボックスウッド
	29, 201 m²	ハマヒサカキ、ヒラドツツジ等

(平成28年3月31日現在)



市道五番町西宝線の街路樹(ケヤキ・アベリア)

(4) 民有地緑化

市と市民が一体となって緑の保全、回復に努め、健康で快適な生活環境を確保するため、昭和57年10月から高松市緑化条例(昭和50年条例第24号)を施行し、公共施設の緑化を進めるとともに、昭和62年度からは生垣設置助成を、平成元年度からは事業所などの環境保全緑化助成を、さらに平

屋上緑化・壁面緑化に対する助成を行うなど、民有地緑化を推進しています。平成27年4月から、助成要件の緩和や助成率の引き上げ等を行うなど、市民が緑化に取り組みやすくなるよう助成制度を拡充し、利用促進を図っています。

成20年7月からは中心市街地活性化基本計画区域において、

生垣等助成実施状況

区分	H27
件数(件)	4
金額(円)	150, 300

2 花いっぱい運動

(巻末資料154P<資料51>)

良好な都市環境を保つ上で、花や緑は大切な役割を果たしています。

本市では、快適な生活環境、カラフルなまちづくりを推進するため、公園内の花壇づくりのほか、 高松駅前広場や商店街の街角等に花壇を設け、四季折々の草花を植え付けて、うるおいとやすらぎの ある生活環境の創出に努めています。

また、春のフラワーフェスティバルや街頭での啓発活動、さらには、人生記念植樹などの各種のイベント時に草花の配布等を行い、花いっぱい運動を推進しています。





春のフラワーフェスティバル

3 公園の芝生化

本市では、第2次高松市緑の基本計画において、 公園の芝生化を重点施策として盛り込み、地域住 民との協働の下、平成22年度より本格的に公園の 芝生化事業に取り組んでいます。平成27年度末ま でに13公園で供用しています。



塩上町三丁目公園





三軒屋公園

さこ西公園



芝生植栽 市民との協働作業

4 校庭の芝生化

高松市教育委員会では、緑豊かな教育環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育み、環境学習の場となる、環境に配慮した学校施設を目指すとともに、次代を担う子どもたちの運動・体力不足を解消し、たくましく心豊かな子どもたちの育成を図るため、平成21年度から、校庭芝生化に取り組んでいます。平成27年度は、植田小学校で全面芝生化を、木太北部小学校で部分芝生化を実施しました。



H27 年度 植田小学校



H27 年度 木太北部小学校

第3節 交通環境の整備

1 本市における交通政策

本格的な人口減少社会において地域社会を維持し活力あるものとしていくためには、コンパクトなまちづくりとこれを支える公共交通ネットワークの整備、いわゆる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりが重要であると考えています。コンパクトで公共交通を基軸とするまちづくりに向けて、市民・関係機関等との連携により、持続可能な公共交通ネットワークの再構築に取り組むとともに、公共交通の利用促進に向けた意識の醸成に努めてまいります。

(1) 総合都市交通計画の策定

総合計画や都市計画マスタープランに即し、高齢者を始めとする交通弱者の利便性の向上や、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化が図られるよう、平成22年11月に、24の具体的施策からなる高松市総合都市交通計画を策定しました。

(2) 総合都市交通計画推進協議会

高松市総合都市交通計画に掲げる24の施策を効果的に推進するため、平成22年11月30日に、同計画の推進協議会を設置しました。また、協議会には3つの部会(交通機能部会、交通結節部会、市民啓発部会)を設け、各部会において、専門的な検討を行うことにより、効率的な施策の推進に取り組んでいます。

(3) 公共交通利用促進条例の制定

市民が安心して安全に移動できる公共交通体系を構築するとともに、過度な自動車利用への依存からの脱却及び公共交通機関利用への転換を促進し、環境負荷の少ない社会を実現するため、市、市民、事業者及び交通事業者それぞれの役割や、公共交通に関する基本的施策等を規定した「高松市公共交通利用促進条例」を平成25年9月27日に制定し、この条例の制定を契機として、26年3月1日から電車バス乗継円滑化事業や、同年10月1日から高齢者公共交通利用運賃支援事業を実施しています。

(4) 地域公共交通網形成計画の策定

平成26年11月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」を受け、鉄道新駅の整備・複線化や、バス路線の再編など、全市域を対象とした、持続可能な公共交通ネットワークの再構築に取り組むためのマスタープランとして、平成27年3月に「高松市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

(5) 地域公共交通再編実施計画の策定

地域公共交通網形成計画の実施計画として、将来に向けた公共交通ネットワーク再構築の具体的な考え方を示した、「高松市地域公共交通再編実施計画」を、平成28年3月に策定しました。

(6) 鉄道新駅整備等事業

地域公共交通網形成計画に掲げる、ことでん琴平線(三条~太田駅間、太田~仏生山駅間)の新駅整備のうち、三条~太田駅間の新駅は、電車と路線バスや高速バスなど、多様な交通機関が有機的に連携する、駅前広場機能を備えた交通結節拠点として、整備を進める予定であり、28年3月に基本計画を策定しました。

また、新駅の整備に併せて、ことでんが事業主体となり、栗林公園〜仏生山駅間の複線化事業に も取り組んでいくこととしています。

2 違法駐車等の対策

(1) 違法駐車防止対策事業

平成4年12月、違法駐車による事故や渋滞の発生を防止し、安全で快適な生活環境の確保と都市機能の維持向上を目指した高松市違法駐車の防止に関する条例(平成4年条例第39号)を制定し、国道11号、フェリー通り、菊池寛通り、中央通り及び市役所前通りの5路線を違法駐車防止重点地域に指定の上、違法駐車防止啓発活動を実施しています。

違法駐車防止重点地域における状況

年度	路線名	計
H5 §	実施前台数(台)	173. 0
H27	台 数(台)	20. 8
ΠΖΙ	減少率(%)	88. 0

(2) 貨物車専用荷さばき駐車場の設置

平成8年度に「高松市における物流効率化に関する調査研究委員会」がモデル実験として設置 した集配貨物車専用荷さばき駐車場を、民間主導で継続運用するとともに、平成9年12月から市 道区域内の有効活用により集配貨物車専用荷さばき駐車場を設置するなど、集配貨物車両の違法 駐車減少に努めています。

3 駐車場

(1) 概要

中心市街地に集中する自動車交通に対応するため、瓦町地区やサンポート高松で民間駐車場との役割分担を図りながら公共駐車場を整備し、利用者の利便性の向上に努めています。また、駐車場法に基づく路外駐車場の設置届を審査するなど、安全な駐車施設が整備されるよう指導を行っています。

(2) 市立駐車場整備状況

現在、高松市の管理する一般公共用駐車場は8か所あります。最近では、JR高松駅利用者の送迎用車両による違法駐車対策の一環として、高松駅南交通広場に一時利用専用の駐車場(36区画)を整備し、平成25年10月1日より供用を開始しています。

市立駐車場の整備状況

箇所数	台数		
8か所	乗用車 2,105台		
ולאינג ס	バス 14台		

(平成28年3月31日現在)

4 自転車等の対策

(1) 自転車等駐車対策総合計画

放置自転車対策を一層推進するため、平成10年度に自転車等駐車対策協議会を設置し、手軽な 交通手段として自転車などの適正な利用を促進する自転車等駐車対策総合計画を策定(平成11年 3月)しました。

以降、この計画に基づき、自転車等の駐車需要の著しい地域や駐車需要が著しく高まることが 予想される市街地中心部及び鉄道駅周辺に自転車等駐車場を計画的に整備するとともに、自転車 利用のマナーの向上など、快適な自転車等利用の環境づくりを行っています。

平成24年4月には、環境負荷の少ない自転車を利用したまちづくりを更に推進するため、平成24年度から33年度を計画期間とする新たな自転車等駐車対策総合計画を策定しました。

(2) 放置禁止・整理区域

放置自転車対策として、昭和57年3月に高松市自転車等の適正な利用に関する条例(昭和57年

条例第27号)を制定し、放置禁止区域・整理区域を設定しました。

放置禁止区域内においては2時間以上、整理区域内においては2日以上放置している場合、移送・保管するなど、放置自転車等の規制措置を行う一方、隣接の事業所に対して自転車等駐車場の増設を要望し、協力を得るなど、規制と受け皿の両面から放置自転車等の排除に努めています。

(巻末資料154P<資料52>)

放置自転車整理状況

区 分	H27
警告札貼付枚数(枚)	47, 246
撤去台数(台)	6, 534
返還台数(台)	3, 453

≪放置禁止区域≫

琴電瓦町駅地区、JR高松駅地区、中央通り、 美術館通り、サンポート高松地区、琴電栗林公 園駅地区、JR端岡駅地区、JR栗林駅地区、 琴電片原町駅地区、国道 11号(中央通り~ フェリー通り)

(3) 放置自転車保管後の再利用等

保管期間を経過した放置自転車のうち、再利用が可能なものについては、限りある資源の有効 活用を図るとともに、市民の利便に資することを目的として、平成4年9月に「高松市放置自転 車リサイクル要綱」を定め、市内の外国人留学生等を受け入れている団体等にリサイクル自転車 として貸与するほか、公用車として利用しています。

また、平成13年8月に高松市帰属自転車売却要綱を定め、移送・保管している放置自転車のうち、引き取り手のない自転車を一般販売することにより、資源の再生利用の推進及び市民のリサイクル意識の高揚に努めています。

(4) レンタサイクル

自転車を共有することで自転車の総数を抑制し、放置自転車の減少を図るとともに近距離の公共交通機関の一つとして市民の利用に供するため、平成13年3月に高松市レンタサイクル条例を制定し、同年5月から琴電瓦町駅とJR高松駅の2か所にレンタサイクルポートを設け、レンタサイクル150台で事業を開始しました。

現在、市内7か所にレンタサイクルポートを設け、約1,250台のレンタサイクルで運営しています。



丸亀町レンタサイクルポート

(巻末資料 154P < 資料 53>)

平成27年度レンタサイクル利用台数 314,949台 (7ポート合計)

(5) 自転車駐車場

日常の交通手段として自転車の利用が定着する一方で、これら自転車の無秩序な放置は、都市景観及び交通安全の観点からは大きな課題となっていることから、 駅前を中心に自転車駐車場の整備に努めています。

箇所数	面積(m)	収容台数 (台)	
70か所	17, 028	10, 902	

(平成28年3月31日現在)

(6) 自転車走行空間の整備

平成20年11月に「自転車を利用した香川の新しい都市づくりを進める協議会高松地区委員会」 において策定した、「高松市中心部における自転車ネットワーク整備方針」に基づき、関係機関 が相互に連携し、自転車道などを整備しています。 これまでに、菊池寛通りと塩屋町錦町線の路側帯カラー化や五番町西宝線の自転車道整備(約1km)、同路線の整備効果を検証する交通量調査などを行いました。

平成27年度は、丸亀町栗林線(約0.6km)と上福岡東山崎線外1線(約1.5km)において、通行位置を明示した路面標示の整備に着手しました。

第4節 環境に配慮した公共工事への取組

1 公共工事における環境配慮への取組の実施

市が行う公共工事の執行に当たり、計画・設計・施工 の各段階において、環境に配慮した取組を行い、環境保 全を図り、環境に調和した施設の整備に努めました。 (巻末資料154P<資料54>)

件数	H27
環境に配慮した工事件数	343

2 公共工事における雨水浸透施設の設置

公共施設整備の際は、敷地内に雨水を浸透させる構造 に努めています。(巻末資料154P<資料55>)

件数	H27
設 置 数	2

3 サンポート高松

サンポート高松整備事業は、21世紀において、本 市が引き続き、環瀬戸内交流圏の中核都市として主 要な役割を担い、発展していくための都市づくりや、 海陸交通ターミナル機能の強化など、高次の都市機 能を持った魅力あふれるまちづくりを香川県と一体 となって取り組んだ事業です。

この事業は、下記のとおり駅前広場や港湾緑地内 の施設での太陽光の利用を始め、再生水利用や地域 熱供給など、環境に配慮したものとなっています。

(1) 緑地

バース背後に「ハーバープロムナード」、外海 沿いに「シーフロントプロムナード」を整備して います。また、玉藻公園北側に「キャッスルプロ ムナード」が計画されており、今後とも緑に配慮 したまちづくりを推進します。



(2) 再生水利用

地区内では、下水道再生水の供給を受け、高松シンボルタワーや国の合同庁舎など、主要な施設で水洗便所、樹木への散水、防火用水等に活用しています。

(3) 地域熱供給

主要街区の建物を対象に、海水と大気との温度差による未利用エネルギーを活用した温水・冷水 を供給する地域冷暖房システムを導入し、エネルギーの効率的利用や環境の保全に寄与しています。

(4) 太陽光の利用

本市は日照時間が長いことから、駅前広場や港湾緑地内の施設でソーラーシステムによる発電を 導入しています。

4 歩道の透水性舗装

市街地の歩道を透水性舗装にすることで、雨水を地中に浸透させ、雨水の流出抑制や地下水の涵養、

街路樹の育成を図るなど、高松市水環境基本計画に基づき、計画的に事業を推進しています。 平成27年度までの整備実績 11,410m

5 河川改修工事

自然石による護岸、透水性のある水路底等自然環境に配慮した整備に努めています。

施工実績(透水性の水路底)

	河 川 名	町名	施工年度
1	宮谷排水路	菅沢町	H8∼16
2	半行寺排水路	菅沢町	H8∼14
3	奥々排水路	木太町	H10~13
4	西唐谷排水路	三谷町	H12~13
5	弓弦羽川排水路	亀水町	H13~14
6	鹿角町排水路	鹿角町	H14~15
7	口銭場川	高松町、新田町	H14~15
8	香東川支流	檀紙町	H20

施工実績(自然石護岸)

	河 川 名	町名	施工年度
1	宮北川	牟礼町	H23

第5節 美しい景観の形成

1 美しいまちづくり推進事業

(1) 美しいまちづくり基本計画の策定

平成21年12月に制定した「高松市美しいまちづくり条例」に基づき、この条例の基本理念に掲げる「良好な景観の保全・形成・創出」・「環境美化の推進」・「市・市民・事業者の協働」の実現に向け、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の景観形成の指針となる「高松市美しいまちづくり基本計画」を平成23年3月に策定しました。

≪目標像≫ 『だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松』

(2) 美しいまちづくり賞

平成23年度から美しいまちづくりに対する意識の高揚を図るため、美しいまちづくりに著しく 寄与していると認められる建築物等や活動を対象に、4年に1度、美しいまちづくり賞の表彰を行っています。平成27年度には、建築物等6件、広告2件、活動等2件の表彰を行いました。



丸亀町グリーン (建築物等に関するもの受賞作品)



公城の里活動組織 (活動等に関するもの受賞作品)

(3) 景観計画の策定

景観法に基づく「高松市景観計画」を平成24年3月に策定し、市内全域で一定規模以上の建築物の新築等の行為に対し、景観計画に定める景観形成基準への適合を促進するため、事前の届出を義務づけ、協議を行っています。

また、平成28年4月1日に、景観計画において景観形成重点地区に指定している栗林公園周辺地区、仏生山歴史街道地区、都市軸沿道地区に加え、屋島地区と讃岐国分寺跡周辺地区を追加指定しました。

(4) 屋外広告物の規制・誘導

平成25年9月に屋外広告物条例を改正し、屋外広告物に関し必要な措置を講ずることにより、 良好な景観形成や風致の維持に努めています。

2 道路景観整備

(1) コミュニティ広場

市民の憩いの場として、コミュニティ広場を整備することで、美しい景観の形成及び道路空間の 環境保全に努めています。

コミュニティ広場は北部コミュニティ広場(内町)、兵庫町コミュニティ広場(兵庫町)、田町コミュニティ広場(田町)の3箇所あり、美観上・風致上のモデル地区として位置づけられており、地域

の人々や歩行者が気軽に散歩や買い物を楽しんだり、何気なく立ち止まって会話を交わしたり、市 民の憩いの場として利用されるようにしています。

(2) 「たかまつマイロード」事業

「たかまつマイロード」は、道路愛護団体が自発的意思のもと市が管理する道路の一定区間の清掃・緑化等の維持管理を行うものです。市はこれを支援することにより、道路の環境美化だけでなく道路への愛護意識の高揚を図り、道路利用者のマナー向上を啓発することを目的としています。平成13年度のモデル実施に引き続き、制度のPR等に積極的に取り組み、平成27年度末現在で114団体と契約を締結し、道路の環境美化推進に努めています。

3 環境美化推進事業

(1) 環境美化条例

空き缶やたばこの吸殻等のポイ捨ての禁止や容器包装の再資源化等を主な内容とした環境美化 条例を平成9年3月27日に制定しました(施行は同年10月1日)。

また、平成18年3月には「歩きたばこ禁止区域」を指定するなど、空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨てのない美しいまちづくりに取り組んできました(施行は同年6月1日)。

さらに、平成21年12月には一部改正を行い、全市域の公共の場所における喫煙の制限及び印刷物等の回収の規定を設けるとともに、これまでの「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、その区域を拡大しました(施行は平成22年4月1日)。

現在、環境美化条例の施行日にちなみ、10月1日を「環境美化の日」、10月を「環境美化月間」と定め、この期間を中心に積極的な啓発活動等を実施しています。

(2) 環境美化啓発活動

昭和54年9月に環境美化についての全市民共同の実践目標となる「環境美化都市宣言」を行い、同年11月に市内の関係団体・市議会・行政の代表者で組織する「高松市環境美化都市推進会議」が発足しました。

この推進会議を母体に、市民一人一人の郷土愛と自治と連帯に根ざす清潔で美しいまち「環境美化都市高松」を実現するため、サンポート高松・中央通り一斉清掃等の清掃活動や環境美化啓発活動を推進しています。

ア サンポート高松・中央通り等一斉清掃事業

サンポート高松、中央通り及び菊池寛通りの一部(琴電瓦町駅前から中央通りまでの間)沿道の事業所従業員、ボランティア及び市職員による一斉清掃を早朝始業前に行っています。 (原則として毎月第一木曜日に実施)

イ 環境美化推進運動功労者表彰事業

1年以上継続して、公共の場所で清掃奉仕や緑化推進などに顕著な環境美化活動を実践している個人、団体を表彰しています。

平成27年度被表彰者 個人28人、 団体24団体

ウ 清掃用具貸出事業

事業者や各種団体による公共の場所等の清掃活動に対し、清掃用具の貸出しを行っています。 平成27年度実績 23件

エ 第8回「高松クリーンデー "たかまつきれいでー、」の実施 環境美化月間(10月)の啓発行事として、清掃活動の重点日(平成27年10月25日)を設定し、 高松市衛生組合連合会との共催により、市内全域における美化活動を実施しました。 平成27年度参加者 約39,000人

才 喫煙禁止区域周知啓発事業

環境美化条例の一部改正により、「歩きたばこ禁止区域」が「喫煙禁止区域」に変更され、区域が拡大されたことに伴い、拡大区域の主要な交差点等200か所に表示シートを貼り付けています。また、サンポート高松・中央通り等一斉清掃時におけるのぼりの掲揚や、電車内での車内放送等による啓発も実施しています。

力 環境美化啓発物品作製事業

環境美化に理解のある企業等に協賛してもらい、「携帯用ゴミ袋」など環境美化を啓発する物品を作製し、各種イベント会場で配布するなど、美化意識の向上を図っています。

キ その他の啓発事業

ポイ捨て禁止や犬のフン禁止啓発ポスターを作成、市民や 自治会に配布し、環境美化の啓発を行っています。

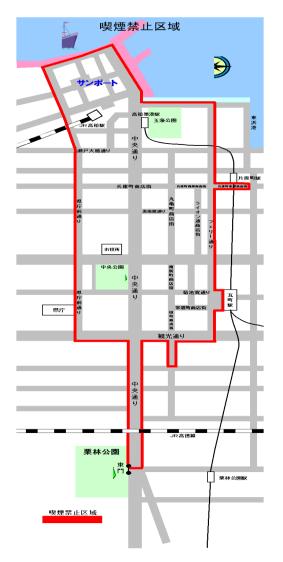
また、平成10年度に環境美化啓発活動に効果的活用するため、 環境美化シンボルキャラクターを作成しました。愛称は、一般 公募により「アウトくん」と命名しました。



環境美化シンボルキャラクター 「アウトくん」

(3) 喫煙禁止区域

平成18年6月、高松市環境美化条例を改正し、サンポート(サンポート及び浜ノ町のそれぞれ一部)及びサンポートから栗林公園東門までの中央通りと高松中央商店街(アーケードが整備されている8商店街)を「歩きたばこ禁止区域」に指定し、備付けの灰皿のある場所以外での喫煙を禁止しました。しかし、禁止区域内では一定の効果があったものの、それ以外の区域においては、依然として空き缶やたばこの吸い殻が後を絶たない状況であったため、平成22年4月に、さらに同条例を一部改正し、「歩きたばこ禁止区域」の名称を「喫煙禁止区域」に名称変更するとともに、禁止区域を拡大しました(平成22年4月1日施行)。



(4) 空き地の適正管理

宅地造成地等の空き地に雑草が繁茂すると、ごみの不法投棄、害虫の発生、火災、花粉症等の原因となるおそれがあるため、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例 第6条(清潔の保持)中の、「土地又は建物及び周辺の清掃を行う等清潔を保つよう、また、みだりに廃棄物

を投棄されないよう、その適正な管理に努めなければならない」旨の規定に基づき、空き地の管理者等に対し、空き地の除草等、適正な管理について口頭又は書面で協力依頼をしています。(巻末資料155 P < 資料56 >)

空き地の適正管理処理件数

年 度	H27
件数	194

4 ため池等景観整備事業

ため池や出水の恵まれた自然環境を有効に活用し、水辺空間を利用した小公園を整備して適切な維持管理を行い、潤いのある市民生活の営みや情緒豊かな人・環境の形成を図るとともに、豊かな憩いの場を市民に提供しようとするものです。

ため池等景観整備維持管理事業実績 (H27)

箇所数	事業主体	事業費(千円)	補助率 (%)	補助金(千円)
17	各土地 改良区	9, 730	85	8, 270



鹿ノ井出水景観整備

第6節 文化的遺産の保存活用

1 文化財事業

(1) 埋蔵文化財調査

高松市が行う施設及び道路建設など公共事業や、共同住宅建設など民間開発に伴う埋蔵文化財発 掘調査や確認調査を主に行っています。

また、屋島の史跡調査では、平成14年3月に、日本書紀に築城の記載がある古代山城「屋嶋城」の城門を発掘調査で発見し、一般公開に向けた城門遺構及び環境整備工事を進め、平成28年3月19日から一般公開を始めました。

(2) 文化財指定及び登録

郷土と関係の深い文化財のうち、重要なものについては市指定・市登録を行い、さらに重要なものについては、県・国指定等となるよう努めています。

(巻末資料155P<資料57>)

平成27年度新規文化財登録

六萬寺 附 杉の井 (源平屋島合戦古戦場)

平成27年度文化財追加指定

刀銘讃州住盈永 附 盈永文書 (工芸品)



六萬寺

(3) 保存•管理

指定文化財及び登録文化財の保存に努めるとともに、管理や修理に対する助成を行うほか、埋蔵 文化財の発掘調査で出土した遺物の整理、保存に努めています。

また、史跡・天然記念物屋島の文化財保護のため、屋島地区での家屋建築などの際に必要な「現 状変更許可」の事務を行っています。

特別史跡讃岐国分寺跡及び史跡讃岐国分尼寺跡の公有地化を促進するとともに、「国分寺史跡公園」の管理に努めています。

(4) 公開・活用

郷土の歴史と文化財の紹介及び活用を図るための諸行事を実施しています。

ア ふるさと探訪

市民の方々に、各種文化財に触れ郷土の歴史・文化を学習していただくため、市内及び近郊の史跡等を訪ね、現地で講師が解説する講座を年間10回開催しています。

イ 親子文化財教室

市内の小・中学生とその保護者を対象に、親子で郷土の歴史・文化を学習し、文化財を身近に接していただくため、子どもも興味をもちやすい体験型の講座を年間2回開催しています。

ウ 指定文化財の説明板等の設置及び修理 指定文化財を分かりやすく解説した説明板等の設置及び修理を随時行っています。

エ 遺跡現地説明会・講演会(シンポジウム)

埋蔵文化財発掘調査の成果を広く市民の方々に知っていただくため、発掘現場における説明会、調査及び研究成果について専門家が発表又は検討する講演会(シンポジウム)や講座を随時開催しています。

才 埋蔵文化財展

埋蔵文化財に対する理解を深めていただくため、埋蔵文化財センター展示室や歴史資料館ほか 3館などで随時開催しています。

カ 文化財出前説明会

文化財に対する理解を深めていただくため、市民の方々の要請により、地区コミュニティセンターなどで随時開催しています。

キ 埋蔵文化財センター

発掘した埋蔵文化財の修復や記録作業、保管をしている埋蔵文化財センターでは、展示や 体験学習を実施しています。また、中学生の職場体験学習の受入れもしています。

(5) 資料の作成・配布

- ア 市内文化財紹介冊子「高松市の文化財」
- イ 「史跡高松城跡」図録
- ウ 発掘した遺跡の紹介パンフレット「むかしの高松」
- エ 講座テキストなど各種資料

(6) 名木保護事業の推進

長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みと安らぎを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名 木に指定し、これを永く保存します。(巻末資料 158P<資料 58>)

名木指定数 48本 (平成28年3月31日現在)



クスノキ (仏生山町)



ハク(扇町)



ソテツ(番町)